様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　　2025年 3月 12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）あんと・きゃぴたる・ぱーとなーずかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社  （ふりがな）いいぬま りょうすけ  （法人の場合）代表者の氏名飯沼 良介  住所　〒100-6390  東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング27F  法人番号　1010001073654  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※当社ホームページのタイトル  DX with Securityに関する取組み方針 | | 公表日 | 2023年 3月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「当社を取り巻く環境」と「アントが考えるDX」、「攻めのDX」  ※URL：https://www.antcapital.jp/dx-with-security/dx-with-security/ | | 記載内容抜粋 | 〇当社を取り巻く環境  昨今、デジタル技術の利用によってビジネスに新たな価値が生まれており、大企業から中小企業まで幅広い企業がデジタル戦略に乗り出しています。  デジタル技術は価格・サービスのクオリティ向上だけでなく、新しいビジネスチャンスを生み出しますが、デジタル技術の専門家が不足している企業にとっては大きな挑戦となります。  〇アントが考えるDX  こうした環境から鑑み、アント・キャピタル・パートナーズ（以下、アント）は、デジタルトランスフォーメーション（DX）には「攻めのDX」と「守りのDX」の両面に取り組む必要があると考えます。  「攻めのDX」は新たなサービスや価値を創造し、「守りのDX」は最新のデジタル技術の活用により現業の業務を改善したり、手堅いサイバーセキュリティを構築したりします。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年2月24日に意思決定機関である取締役会の決議に基づきホームページに掲載しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※当社ホームページのタイトル  DX with Securityに関する取組み方針 | | 公表日 | 2023年 3月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「アントのDX戦略」  ※URL：https://www.antcapital.jp/dx-with-security/dx-with-security/ | | 記載内容抜粋 | 当社は次の「攻め」と「守り」のDXに取り組みます。  攻めのDX：当社の基本的信条の「職務の遂行に関して」のひとつ「本質的な課題に応え、人の喜びを創造するために、つねに常識を疑い、大胆な変革者であり続ける」を念頭に、新たな当社や投資先企業の価値を創造します。そのために、Microsoft 365やPower BI等の優秀なデジタルツールを用いて、当社メンバーの知（ナレッジ）を蓄積、共有することを、当社メンバー全員が取り組んでいきます。データ活用について、過度にExcelに依存しているファイルベースのデータ集計を見直し、BI（ビジネス・インテリジェンス）やAI（人工知能）を駆使した財務モニタリングなどができるデータ利用基盤へと移行します。  守りのDX：当社の基本的信条の「投資」と「職務の遂行」、「職場環境」に関する事項を踏まえて、コストパフォーマンスのよいITツールを活用し、当社や投資先企業の業務改善を進めます。また、悪質なサイバー攻撃に対抗すべく、Microsoft 365等のゼロトラスト思考があるクラウド・セキュリティツールを活用し、手堅いサイバーセキュリティ施策に組織的に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2023年2月24日に意思決定機関である取締役会の決議に基づきホームページに掲載しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「アントのDX戦略を支える体制」  ※URL：https://www.antcapital.jp/dx-with-security/dx-with-security/ | | 記載内容抜粋 | アントのDX戦略は、ビジネスアーキテクトやデータサイエンティスト、およびサイバーセキュリティの知見を持つデジタル推進人材が所属するAI・DX支援室がリーダーシップを取るDX推進委員会が中心となり、適時経営陣とコミュニケーションをとります。  そこでは社内外のトレンドとなるデータ活用やIT技術、サイバーセキュリティ等の現状や問題点を共有、デジタル人材育成しながら、今後の取組みや方針の修正を実施し、アント社内全体に浸透するよう継続して取り組みます。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「デジタル技術活用環境の整備」  ※URL：https://www.antcapital.jp/dx-with-security/dx-with-security/ | | 記載内容抜粋 | デジタル技術を活用するために、優秀なクラウド技術を積極的に活用し、社内の環境整備に継続的に取り組みます。  人の活動を多様な力で補助するAI（人工知能）、知のデータを集約・共有するBI（ビジネス・インテリジェンス）、ローコードでの自動化等、これらの機能を具備するPower Platform等を社員自ら活用・駆使し、Teams等を用いてムダのない迅速な情報共有と伝達を目指します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※当社ホームページのタイトル  DX with Securityに関する取組み方針 | | 公表日 | 2023年 3月 1日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「アントが取り組むDX推進指標」  ※URL：https://www.antcapital.jp/dx-with-security/dx-with-security/ | | 記載内容抜粋 | アントがDX戦略を推進するにあたり、以下の取り組みの指標を設定します。  1. 全社を利用対象とするPower BIによる可視化ボード、またはPower Automate等による自動化案件を原則毎月1件以上リリースします。  2. セキュリティ向上のため、モダナイズされたセキュアなツールの導入または活用周知を原則毎月1件以上行います。  3. デジタルプロジェクトであるDX推進委員会によるトライアルを原則毎月2件以上行います。  4. 経営陣とDX推進委員会のコミュニケーションとして、四半期毎にオフラインで、適時Teamsを使ってオンラインで行います。  （2023年3月現在。本指標は適時見直し、アップデートがあった場合は本公表を更新いたします。） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2023年 3月 1日 | | 発信方法 | ※当社ホームページのタイトル  代表者メッセージ  ※URL：https://www.antcapital.jp/about/message/  代表者挨拶を通じて内部・外部への発信（同ホームページをDX認定の取り組みに合わせて一部更新しました） | | 発信内容 | 〇トップメッセージから関連部分を抜粋  2000年の創業以来、役職員全員が「誰よりも思いに応える投資を。」というポリシーに従い、国内の中堅企業を対象として数多くの投資を行って来ました。～（中略）～さらに社内にAI・DXの専門チームを設けており、「攻めのDX」では単なる会社のデジタル化に留まらず、既存ビジネスをリアルビジネスにプラットフォームビジネスを加えるようなビジネストランスフォーメーションを積極的に促していますし、「守りのDX」では最新のセキュリティ対策の導入を促しています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | DX推進指標　自己診断の提出済み  受付番号 202502AH00002353 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年11月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ経営ガイドライン等に関するセルフアセスメントを行い、課題がある事項について対応計画を策定しました。  また、情報セキュリティに関する内部監査（外部支援あり）を実施しました。  対策としては、毎年、全職員に向けた情報セキュリティ研修・標的型攻撃メール訓練を実施し、その他、クラウド技術を利用したXDRソリューション等を導入し運用しています。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。